

第8章 投資形態

1. 進出形態

外国企業がインドネシアへ投資する事業形態としては、①駐在員事務所の設立、②現地法人の設立、の2つに限られる。金融機関などの一部業種を除き、支店での進出は認められていない。また、駐在員事務所は、建設駐在員事務所以外は営業活動が禁止されていることや投資優遇措置が限定されることから、外資企業による進出の多くは現地法人の設立である。

内資 100%でない限り、現地法人は、外国投資企業（PMA：Penanaman Modal Asing）に分類され、株式会社（Perseroan Terbatas：PT.）であることが必要となる。

2. インドネシアの会社形態

外資により設立される現地法人は、株式会社（PT.）であることが義務付けられる。

株式会社の機関としては、株主総会が最高意思決定機関として会社の重要事項の決定を行う。定款で別途定めない限り、株主総会の定足数と議決可決のために必要な割合は次の通りである。なお、議決権の計算は、株主総会で投票された議決権数を基準として計算される。また、株主総会の定足数が満たされなかった場合、株式会社は、2回目の株主総会を開催することができる。この場合、定款において別途定めていない限り、定足数が当初の割合よりも引き下げられる。

図表 8-1 株主総会の定足数と議決可決に必要な割合

	定足数	議決権	決議事項
普通決議	過半数	過半数	取締役およびコミサリスの選任および解任、年次報告書の承認、配当決議、授權資本の変更を伴わない増資
特別決議	3分の2超	3分の2超	定款変更、授權資本増額、減資
特殊決議	4分の3超	4分の3超	合併、買収、解散、会社分割

（出所）西村あさひ法律事務所作成

株主総会の招集は、通常取締役会が決定するが、1人または他の株主と共同で議決権を有する株式総数の10分の1以上を保有する株主及びコミサリス会が株主総会の招集を要請した場合にも開催される。株主総会の招集が決定された場合、取締役会は、株主総会の開催日から14日以上前に、書留郵便または新聞公告により、株主に対して株主総会の日時、場所、議題を通知する。株主全員の同意がある場合、株主総会の決議を書面決議で行うことも可能であり、この場合招集通知は省略される。

株式会社の業務執行に関する決定は、取締役会が行う。取締役が2名以上いる場合、定款で別途定めない限り、各取締役が株式会社を代表する権限を有する。

株式会社には、取締役会による会社経営を監督するために、コミサリス会という機関が設けられる。コミサリス会の具体的な権限は定款で定めることができる。コミサリスは、日本の監査役に類似しているが、定款で別途定めない限り、株主総会で委任を受けた場合の取締役の報酬決定権限や中間配当への同意権など、日本の監査役よりも大きな権限を有している。定款に規定がない場合のコミサリスの権限は以下の通りである。

- ・ 株主総会決議により、取締役の報酬を決定
- ・ 取締役の全員が会社の利益と対立する場合に会社を代表
- ・ 取締役の業務執行の一時停止
- ・ 年次報告書への署名
- ・ 期中の配当の承認
- ・ 株主総会の開催請求
- ・ 会社が作成する合併計画などの承認
- ・ 株主総会に会社の解散議案を提案
- ・ 株主総会からの授権により増資を承認

3. 会社再編・清算

(1) 会社再編

インドネシアにおける会社再編の手法としては、以下のものがある。

図表 8-2 会社再編の手法

会社再編の手法	意義
買収 (Pengambilalihan)	支配権の移転が生じる株式の取得。株主からの既発行株式の取得と対象会社からの新株発行の引受の双方が含まれる(会社法125条1項)。
事業譲渡	会社の行う事業に属する資産及び負債の全部又は一部を他の会社に個別に移転する行為。
合併 (Penggabungan)、 統合 (Peleburan)	消滅会社の資産及び負債の全てを他の会社に承継させる行為。合併当事会社の一社が存続する吸収合併と合併当事会社全てが消滅し新たに会社が設立される新設合併の双方が可能である。
会社分割 (Pemisahan)	会社の行う事業の全部又は一部を他の会社に承継させる行為。会社分割の結果新会社が設立される新設分割と既存の会社に事業を承継させる吸収分割の双方が含まれる。

(出所) 西村あさひ法律事務所作成

上記のうち、実務上は会社再編の手法として買収と事業譲渡が利用されている。

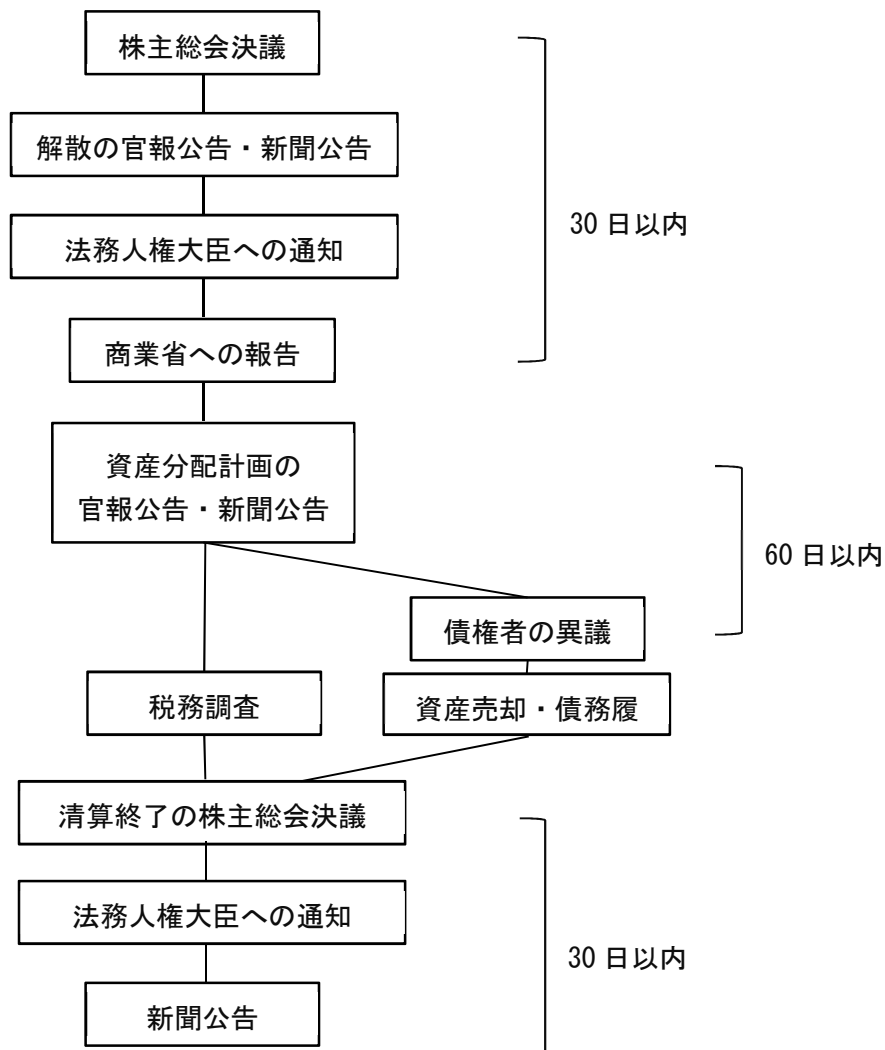
会社分割については、上述のように会社法に規定が設けられている。しかし、会社法で、会社分割に関する具体的な手続などは別途制定する規則により定めると規定されているが、この規則は未だ制定されておらず、会社分割には法的に不明確な点が多く残されたままとなっている。このため、実務上は会社再編の手法として利用されていない。

なお、株式交換や株式移転に相当する一定の手続を経た上で、株主が保有する株式を強制的に譲渡させる制度は、インドネシアには存在しない。

(2) 会社清算

会社は、株主総会の特別決議により解散する。会社が解散した場合、会社は清算人または管財人により清算手続に入る。清算手続の概要は以下の通りである。

図表 8-3 清算のフロー



(出所) 西村あさひ法律事務所作成

①清算時の税務問題

会社清算が完了すると、未払いの租税債務があったとしても、税務当局が租税債務を履行させることが実際上困難となる。そのため会社の清算時には執拗な税務調査が行われることが多く、清算手続の完了までに長期間を要することがある。また、この税務調査は過年度に遡って行われるので、多額の追徴課税が行われる可能性もある。

②会社再編時の従業員への退職金支払い

会社再編に反対する従業員は、会社を退職することができる。この場合、対象会社は通常の退職金よりも高額な退職金を支払う必要がある。従業員が多数にのぼる製造業などの場合、退職金の負担が多額になり得ることに留意が必要となる。

③清算時の従業員の解雇

会社が解散する場合、使用者は従業員を解雇することができる。この場合、使用者は従業員に対して退職金を支払う必要があるが、事業終了の理由が二年連続で損失を計上したことまたは不可抗力である場合に支払われるべき退職金の額は、それ以外の合理化により事業を終了する場合に比べると低額とされている。

従業員を解雇する場合、原則として労働裁判所の承認を得る必要があり、事業の終了に伴う解雇の場合も原則として労働裁判所の決定を得る必要がある。もっとも、実務上、係る決定を回避するために、以下の方法がとられることが多い。

- (i) 使用者と従業員との間で雇用関係の終了に関する合意書 (Joint Agreement) を作成して労働裁判所に登録する方法。なお、登録に際して、裁判所による承認は必要としない。
- (ii) 交渉を行い従業員から退職届を提出させる方法 (自主退職)。この場合、労働裁判所からの承認取得や登録の手続は不要となる。